



令和6年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

＜各サービス個別＞ 訪問系サービス

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課



注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認ください。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。
受講確認を行いますので、**受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日〆切）**
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日必着）



次第

1. 令和6年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）



令和6年度の運営指導における指摘事項等について



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

運営規程

(3). 指摘内容

運営規程に記載されている従業員の員数と実態に齟齬がある事例が認められた。実態に即して修正するとともに、本市にその変更を届け出ること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

衛生管理等

(3). 指摘内容

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない事例が認められた。感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講じること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

虐待の防止

(3). 指摘内容

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について従業員等に周知徹底すること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

記録の整備

(3). 指摘内容

サービス提供記録等に、修正テープを使用している箇所が散在していた。修正する際には見え消し等で修正し、修正テープや修正ペン等を使用しないようにすること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

サービスの提供の記録

(3). 指摘内容

サービス提供の記録の記入の作成漏れや、記入誤りのある事例が認められた。記録は介護給付費の請求の根拠となるため、作成漏れや記入誤りがないよう正しく作成すること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

勤務体制の確保等

(3). 指摘内容

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない事例が認められた。必要な措置を講ずること。



運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

秘密保持等

(3). 指摘内容

利用者の個人ファイルで、他利用者の情報が記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。個人情報の取扱いに注意すること。



運営基準

(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

訪問介護計画の作成

(3). 指摘内容

訪問介護計画を作成後、居宅介護支援事業所へ当該訪問介護計画を提供していない事例が認められた。居宅サービス計画に基づきサービスを提供している訪問介護事業所は、居宅介護支援事業所から訪問介護計画書の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。



運営基準

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

訪問看護計画書及び訪問看護報告書

(3). 指摘内容

訪問看護の提供に当たって、訪問看護計画書を作成していない事例が認められた。訪問看護の提供に当たっては、訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得て、当該訪問計画書を利用者に交付すること。



介護報酬

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

基本報酬

(3). 指摘内容

記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。基本報酬は、適正に算定を行うこと。



介護報酬

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

高齢者虐待防止措置未実施減算

(3). 指摘内容

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待の防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置について、必要な措置を講じていない事例が認められた。速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。



介護報酬

(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

初回加算

(3). 指摘内容

訪問介護計画の作成後、その月内にサービス提供責任者が訪問介護に同行していないにもかかわらず、初回加算を算定している事例が認められた。当該加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定すること。



介護報酬

(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

訪問介護の所要時間

(3). 指摘内容

概ね二時間未満の間隔で指定訪問介護が行われたにもかかわらず、それぞれの所要時間が合算されていない事例が認められた。概ね二時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算すること。



介護報酬

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

初回加算

(3). 指摘内容

新規に訪問看護計画書が作成されていないのに初回加算を算定している事例が認められた。当該加算は、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った場合に算定すること。



介護報酬の算定に係るQ&Aについて (広島市版)



(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

運営規程

(3). 質問

虐待防止、身体的拘束、BCP（業務継続計画）の策定について、運営規程と重要事項説明書に追加する必要があるか。

(4). 回答

虐待防止の事項については、運営規程に記載する必要がある。身体的拘束やBCP（業務継続計画）については、記載する必要はない。



(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

委員会の開催

(3). 質問

身体的拘束、虐待防止等の委員会について、複数事業所による合同開催は可能か。

(4). 回答

法人内の複数事業所による合同開催、他委員会との合同開催、複数の小規模事業所による合同開催が可能である。



(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等の訪問の場合の8単位減算について

(3). 質問

「1回につき8単位を所定単位数から減算」とあるが、20分の訪問を2回行い、計40分訪問した場合は、何単位減算となるか。

(4). 回答

8単位×2回＝16単位の減算となる。

なお、1回の訪問で40分提供した場合は8単位の減算となる。



(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等による訪問の場合の減算について

(3). 質問

減算の算定要件として、イ、ロがあるが、両方とも利用者個人のことではなく、事業所全体のことと解釈してよいか。

(4). 回答

利用者個人ではなく、訪問看護事業所としての実績を確認する。



(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等による訪問の場合の減算について

(3). 質問

算定要件イの訪問回数について、令和5年度の回数か、それとも令和6年度の回数か。

(4). 回答

令和6年度に減算する場合は、令和5年度の訪問回数の実績に応じ、令和6年6月1日から令和7年3月31日まで減算する。令和7年度以降は前年度の実績に応じ、4月から減算となる。



(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等による訪問の場合の減算について

(3). 質問

算定要件の前年度の訪問回数とは、医療・介護・自費訪問すべて合わせた回数でよいか。

(4). 回答

医療保険、自費分の回数は含めない。



(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等による訪問の場合の減算について

(3). 質問

算定要件の訪問回数は、訪問看護費と介護予防訪問看護費で合わせて計算するのか、別々で計算するのか。

(4). 回答

指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を合わせて受け、一体的に運営されている場合は、合算して計算する。



(1). サービス種別

介護予防訪問看護

(2). 項目

12月を超えて行う場合の減算について

(3). 質問

12月越え15単位減算は、令和6年6月からか、利用開始日からか。

新設の8単位減算にさらに減算となるか。

改定前の12月越え5単位減算に追加、ということになるのか。

(4). 回答

理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超える場合であって、「8単位減算」を算定している場合はさらに15単位を減算する。

「8単位減算」を算定していない場合は、1回につき5単位の減算となる。



理学療法士等による訪問看護の評価の見直し（全体イメージ）

- 次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する
 - ① 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、**看護職員による訪問回数を超えていること**
 - ② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を**いずれも算定していないこと**

訪問看護費

		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	—	8単位減算（新設）
	看護職員<リハ職	8単位減算（新設）	8単位減算（新設）

介護予防訪問看護費

		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は5単位減算（現行のまま）	8単位減算（新設）※
	看護職員<リハ職	8単位減算（新設）※	8単位減算（新設）※

※12月を超えて訪問を行う場合は更に**15単位減算（新設）**



(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

同一建物減算（12%減算）

(3). 質問

判定方法について

(4). 回答

R6年度減算適用

判定期間：前期（R6. 4. 1～R6. 9. 30）

減算適用：R6. 11. 1～R7. 3. 31

判定期間：後期（R6. 10. 1～R7. 2. 28）

減算適用：R7. 4. 1～R7. 9. 30

R7年度以降の減算適用

判定期間：前期（3/1～8/31）

減算適用：10/1～3/31

判定期間：後期（9/1～2月末）

減算適用：4/1～9/30



(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

同一建物減算（12%減算）

(3). 質問

正当な理由の範囲について

(4). 回答

- ・ 特別地域訪問介護加算を受けている事業所
- ・ 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- ・ 事業の実施地域内に同一敷地内建物以外に居住する要介護者が少数



(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

総合マネジメント体制強化加算

(3). 質問

Iの要件である、「(4)地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること」の具体的な活動内容

(4). 回答

地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。



(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

総合マネジメント体制強化加算

(3). 質問

Iの要件である、(4)の具体的な活動として、認知症カフェの参加を通して住み慣れた地域で暮らしていくための課題と解決方法を地域住民と連携することで要件を満たすか。

(4). 回答

認知症カフェへの参加を通して、地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っているなら要件を満たす。



(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

総合マネジメント体制強化加算

(3). 質問

Iの要件である、「(5) (一) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること」の具体的な活動内容

(4). 回答

(5) (一) の要件については、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む。



(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

サービス提供体制強化加算

(3). 質問

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している場合、当該加算は訪問回数につき算定するので、訪問回数が1日3回だった場合、3回分算定可能か。

(4). 回答

貴見のとおり。3回分算定可能である。



(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

基本夜間訪問サービス費

(3). 質問

基本夜間訪問サービス費について、定期巡回サービス、随時訪問サービスの利用がなくても算定してよいか。

(4). 回答

基本夜間訪問サービス費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定することができる。



以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認ください。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、**忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。(令和7年3月28日〆切)**
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。(令和7年3月28日必着)